○国土交通省告示第九百四十号

規則第三条第十号の著しく異常 住 宅確 第三条第十号の規定に基づき、 保要配 慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則 か こつ激甚を 住宅確認 な非常災害として国土交通大臣が 保要配慮者に対する賃貸住宅 定める災害等 (平成二十九年国土交通省令第六 の供 給 \mathcal{O} 促 進に を次のように定める。 関する法 施 行

平成二十九年十月二十日

土交通大臣 石井 啓一

玉

住 宅 確 保 要配 慮 者に 対 す る賃貸い 住宅 \mathcal{O} 供 給 \mathcal{O} 促 進 に関す る法 律 施 行 規則第三条第十号 \mathcal{O} 著 L Š 異 常常 か

つ激甚な非常災害として国土交通大臣が定める災害等

条第十号の著しく異常か 住宅 確 保要配 慮者に対する賃貸住宅 つ激甚な非常災害として国土交通大臣が指定する災害として、 \mathcal{O} 供 給 \mathcal{O} 促 進に関する法律施行規則 (以 下 「規則」という。) 東日本大震災 第三 平

成二十三年三月十一日に 発生した東北 地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電 所 0 事 故による災害を

いう。)を指定する。

- 規則第三条第十号の 玉 l土交通· 大 臣 が 定め る 期間 は、 平成三十三年三月十 日 ま での 期 間 とする。
- \equiv 規則 第三条第十号の 市 町村 \mathcal{O} 区 域 か ら除くものとして国土交通大臣 が定めるも 0) は、 東京 都 の区域とす

兀 規則第三条第十号のこれに準ずる区域として国土交通大臣が定めるものは、別表に掲げる市町村の区域

とする。

附則

この告示は、 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律 (平 成

二十九年法律第二十四号) の施行の日(平成二十九年十月二十五日) から施行する。

別表 (四関係)

| 千葉市 銚子市 市川市 船橋市 松戸市 野田市 成田市 佐倉市 東金市 人喜市 三戸郡階上町 二海郡八雲町 広尾郡広尾町 厚岸郡浜中町 |
|---|
| 柏市八千 |

| | 代市 印西市 富里市 匝瑳市 印旛郡酒々井町 同郡栄町 香取郡神崎町 同郡多古町 |
|-----|--|
| | 同郡東庄町 山武郡大網白里町 同郡横芝光町 長生郡白子町 |
| 長野県 | 下高井郡野沢温泉村 |